



環境基本計画の基本的事項

第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 環境基本計画策定の目的

私たちを取りまく今日の環境問題は、水質汚濁や大気・土壌汚染といった市民生活にかかわる問題から、地球温暖化などの広く地球規模の環境問題まで、複雑かつ深刻な問題になってきています。

これらの環境問題を克服していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムに慣れた私たちの生活を見直し、広く地球環境までを視野に入れた行動を実践することにより、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な循環型社会を築く必要があります。

養父市では、環境政策を恒常的かつ総合的に推進していくため、国の環境基本法、また平成16年の合併を機に制定した養父市環境保全条例に基づき、環境基本計画を策定します。

養父市環境基本計画は、環境基本法の理念、すなわち、

環境の恵沢の享受と継承等

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等

国際的協調による地球環境保全の積極的推進

に基づき、国や県の環境基本計画と整合を図りながら、養父市総合計画などの基本計画、各種実施計画と連携を図り、養父市における環境行政を、総合的に推進するための計画です。

環境基本法（抜粋）

（平成五年十一月十九日法律第九十一号）

最終改正：平成二〇年六月一八日法律第八三号

（地方公共団体の責務）

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

養父市環境保全条例（抜粋）

平成16年4月1日条例第165号

（市の責務）

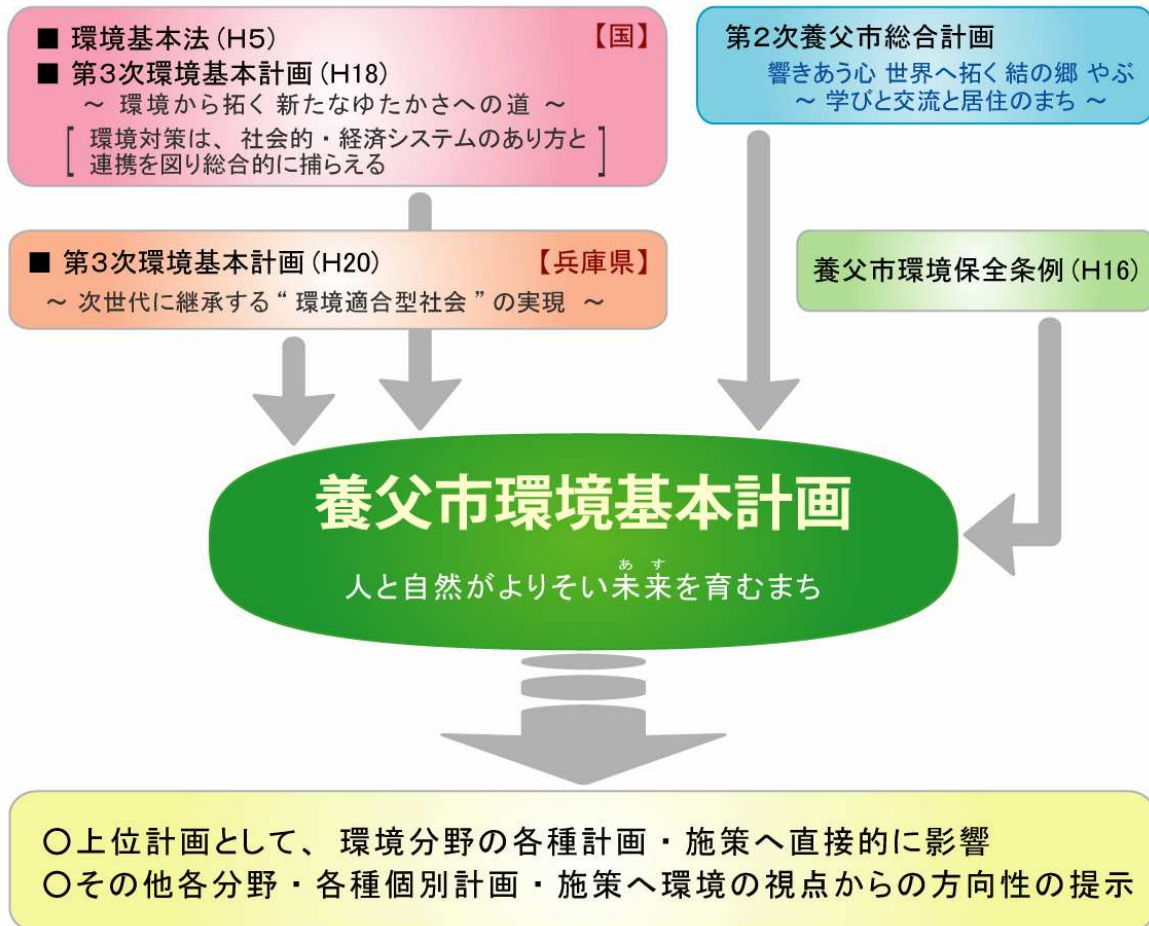
第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、環境保全に関する基本的な施策及び環境美化の推進に関する施策を実施しなければならない。



名草神社 三重塔

2. 環境基本計画の位置づけ

養父市行政の各分野における今後の各種計画で、環境に関連する施策を定め、環境に影響を及ぼすと考えられる事業を推進する場合は、それらの上位計画として環境基本計画を位置づけ、準拠し、整合を図らなくてはなりません。環境基本計画は、環境面における養父市の上位計画です。



3. 環境基本計画の対象地域

養父市環境基本計画の対象地域は、養父市全域とします。

なお、温暖化対策などの市域を超えて対応すべき施策や、国、県、周辺自治体と連携することにより効果が得られる施策については、より広域的な観点からの推進を図ります。

4．環境基本計画の対象分野

養父市の環境については、自然環境、社会環境、生活環境、快適環境、そしてそれらを内包した地球環境という枠組みで捉えます。



5．環境基本計画の期間

養父市環境基本計画は、2011年（平成23年）から10年間を対象とします。

なお、環境基本計画は社会経済情勢の変化や科学技術の向上を見ながら必要に応じて見直しを行うものとします。

地球温暖化：地球上の平均気温や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象で、人為的な温室効果ガスの排出増大がその大きな要因とされている。

オゾン層破壊：紫外線を吸収する働きをもっているオゾン層が破壊される現象。原因は冷蔵庫やエアコンの冷媒に含まれるフロンや、消化剤として使われるハロン、洗浄剤等に含まれるトリクロロエタン、農薬として使われている臭化メチルなどがある。

砂漠化：気候変動や人間の活動によって、植物の生育する土地が劣化し、生産性のない不毛の地に変化すること。

酸性雨：化石燃料などの燃焼で排出される硫黄酸化物・窒素酸化物などが、大気中の水蒸気と反応し、硝酸や硫酸に変化して、雨に取り込まれて生じる酸性（水素イオン濃度（PH）5.6以下）の雨。

有害廃棄物越境移動：

有害な廃棄物が、主に地理的・経済的などの理由から、国境を越えて移動され、適正に処理する能力を持たない国で処分されること。環境に深刻な影響を与えている。

海洋汚染：油、化学物質、重金属などによる汚染で、漁業被害や野生生物に大きな影響を与えること。食物連鎖の過程で有害物質が蓄積されると、それらを食べた人間にも悪影響を及ぼす恐れがある。

